受付印

令和６年度　市町村民税・県民税申告書
（兼国民健康保険税申告書）

令和　年　月　日提出　住　分

整理番号	世帯番号

記入例

住所　上伊那市　伊那谷　0000 番地

生年月日　昭和 40 年 10 月 9 日

太線の枠内のみ記入してください。

フリガナ	テンリュウ　タロウ
氏名	天竜　太郎
個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6
電話	12-3456
職業・勤務先	菓子製造業

収入がなかった人は裏面にも記入してください。

1 収入金額等

事業	営業等	ア	7433251 円
事業	農業	イ	
不動産		ウ	280000
利子		エ	
配当		オ	
給与	一般	カ	1960000
給与	専従	キ	
雑	公的年金等	ク	
雑	業務	ケ	
雑	その他	コ	
総合譲渡	短期	サ	
総合譲渡	長期（1/2前）	シ	
一時（1/2前）		ス	

2 所得金額

事業	営業等	1	1486650
事業	農業	2	
不動産		3	△62100
利子		4	
配当		5	
給与		6	1292000
雑	公的年金等	7	
雑	業務	8	
雑	その他	9	
	小計（7＋8＋9）	10	
総合譲渡・一時		11	
合計		12	2716550

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	13	452370
小規模企業共済等掛金控除	14	
生命保険料控除	15	58000
地震保険料控除	16	10000
寡婦、ひとり親控除	17 18	
勤労学生、障害者控除	19 20	530000
配偶者（特別）控除	21 22	330000
扶養控除	23	1230000
基礎控除	24	430000
小計（13～24）	25	3040370
雑損控除	26	
医療費控除 区分 □	27	71600
合計（25＋26＋27）	28	3111970

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。（地方税法附則第４条の４）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13～14	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除	社会保険の種類	支払った保険料
		国保税	258,000 円
		国民年金	194,370
		合計	452,370
15	生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
		54,000 円	60,000 円
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
		円	36,000 円
		介護医療保険料の計	
		円	
16	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
		円	98,000 円
17～19	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17□寡婦控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）	18 □ひとり親控除
		19□勤労学生控除（学校名）	

20 障害者控除

氏名	天竜　花子	障害の程度　身体障害 2 級
個人番号	0 0 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5	
氏名		障害の程度　級
個人番号		

21～22 配偶者・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の氏名		生年月日	明・大・昭・平 42・10・26
天竜　祐子		配偶者の合計所得金額	850,000 円
個人番号	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7		□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

23 扶養控除

氏名	天竜　城子	生年月日	大 15 7 5	同居・別居の区分	✓同居 □別居
続柄	子				
個人番号	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	控除額	45 万円		
氏名	天竜　昭夫	生年月日	大 18 4 14	同居・別居の区分	✓同居 □別居
続柄	子				
個人番号	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	控除額	33 万円		
氏名	天竜　花子	生年月日	平 10 3 29	同居・別居の区分	✓同居 □別居
続柄	母				
個人番号	0 0 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5	控除額	45 万円		

※平成20年１月２日以降生まれの扶養親族は下の欄に記入してください。

16歳未満の扶養親族

氏名	天竜　一子	生年月日	令 20 1 30	同居・別居の区分	✓同居 □別居
続柄	子				
個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6				
氏名		生年月日	平・令 ・ ・	同居・別居の区分	□同居 □別居
続柄					
個人番号					
氏名		生年月日	平・令 ・ ・	同居・別居の区分	□同居 □別居
続柄					
個人番号					

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

扶養控除の合計額　123 万円

26 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	・ ・	
損害金額	保険などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

27 医療費控除

支払った医療費等	保険などで補填される金額
221,600 円	50,000 円

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和６年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

※前年中に所得のなかった人は、裏面「16 所得のなかった人に関する事項」に記入をして提出してください。
※分離課税に係る所得等のある方は、「市町村県民税・国民健康保険税・介護保険料申告書（分離課税用）」をあわせて提出してください。
「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎申告書の提出期限は三月十五日です。

◎裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

◎この申告書を提出した人は事業税の申告書を提出する必要はありません。

◆申告期限は令和６年３月１５日です。